

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	計画段階評価に伴う意見聴取に関する新聞記事掲載
契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 長崎市宿町3-1-6
契約締結日	令和4年4月21日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社 長崎新聞社 長崎県 長崎市茂里町3-1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,829,520-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,829,520-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 : 計画段階評価に伴う意見聴取に関する新聞記事掲載
2. 随意契約の相手方 : 住 所 長崎県 長崎市茂里町3—1
会社名 株式会社 長崎新聞社
電 話 095—844—2111
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、東彼杵道路(佐世保市～東彼杵町)の道路計画を進めるにあたり、計画段階評価に伴う意見聴取を実施する。また、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づく計画段階環境配慮書の対象事業となることがあり、この意見聴取は環境評価法に基づく配慮書の案についての意見聴取の手続きを兼ねている。道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める①省令第十三条第2第三号に基づいて、地方の新聞紙に掲載することにより、広く周知する事を目的としている。

2) 当該業務の内容

本業務は、東彼杵道路(佐世保市～東彼杵町)の道路計画を進めるにあたり、計画段階評価に伴う意見聴取について、地方の新聞紙に掲載することにより、広く周知するもの。

3) 随意契約に付する理由

株式会社長崎新聞社については、②当該地域の新聞発行部数でシェアが第一位であり、意見聴取開催について広く周知するという当該業務の目的を効果的且つ効率的に達成しうる機関である。

以上のことから、株式会社長崎新聞社は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財務大臣通知)の「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの」であり、かつ当該業務の目的を達成しうる者であると判断されるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、株式会社長崎新聞社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

長崎河川国道事務所 調査第二課長